令和８年（フ）第１７０５号
札幌市豊平区月寒西１条４丁目１番13号　コーポ青木201号
債務者　田中　朋子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３９号
札幌市白石区本通13丁目南２番10―205号
債務者　佐藤　梨花
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７０号
札幌市西区二十四軒４条５丁目12番16号　メテオール琴似ー１Ｃ号
債務者　関本　直子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０号
釧路市新川町10番15号　ライトリバー102号室
債務者　西村千鶴子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７８号
盛岡市高松三丁目14番18号
債務者　金野　　裕
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３０９号
盛岡市山岸二丁目７番12号　ともくらの風・山岸202号
債務者　井上　賢一
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２０１号
群馬県高崎市浜尻町996番地３　シャーリーハイツ205号
債務者　林　由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１８７号
愛知県稲沢市下津下町東四丁目54番地、前住所愛知県稲沢市日下部西町二丁目70番地１　ミツイロイヤル大里駅前Ⅱ―703
債務者　山岡　京子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３３号
京都府与謝郡与謝野町字岩屋658番地３
債務者　小西紗里菜
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第６１号
兵庫県加東市上滝野437番地、前住所大阪府池田市井口堂１丁目８番24―504号
債務者　加東　和磨
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１６８８号
福岡市東区馬出４丁目５番25号　レーベンちどり201号
債務者　梶原　美幸
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８８０号
仙台市太白区恵和町30番３号　ガーデンハイツ101
債務者　安部由美子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２４号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅９棟614
債務者　菊地　一博
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９５３号
宮城県多賀城市笠神３丁目２番５―201号
債務者　加藤富士子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
宮城県石巻市大街道北１丁目６番56号　フェアリープレイス101号
債務者　村上　和希
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市古町三丁目３番10号　市営気仙沼駅前住宅１―403
債務者　小野寺　徹也
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第３０４号
茨城県ひたちなか市高場４丁目13番地11　レトアグロワール202号
債務者　津久井若葉
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　水戸地方裁判所